

令和 8 年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業
(メタンハイドレートの研究開発)
「メタンハイドレート商業化に向けた長期的な取組 (CO₂削減等の検討)」における
「CO₂ハイドレートの生成制御の検討」
に係る公募要領

令和 8 年 7 月 1 0 日
研究資金契約部

国立研究開発法人産業技術総合研究所 (以下「産総研」という。) は、下記の委託研究課題について実施者を以下の要領で公募します。

記

1. 委託研究課題

令和 8 年度国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業 (メタンハイドレートの研究開発) 「メタンハイドレート商業化に向けた長期的な取組 (CO₂削減等の検討)」における「CO₂ハイドレートの生成制御の検討」

2. 研究目的

日本周辺に多く賦存している天然メタンハイドレート資源は、CCS と組み合わせた発電や水素等へのエネルギーキャリアへの転換材料として位置づけられており、ブルー水素・ブルーアンモニアの原料としての利用を見据えその開発が重要である。天然メタンハイドレート資源のカーボンニュートラル化のためには CCS 等による排出 CO₂ 削減が急務であり、特にメタンハイドレート層への CCS の技術的可能性についての検討が求められている。具体的な検討課題としては①ガス生産後の元メタンハイドレート層への CO₂ 圧入や CO₂-EGR 等による CO₂ の地中固定、②CO₂ 貯留適地の調査・拡大、③CO₂ 分離高度化の検討が挙げられる。

ガス生産後の元メタンハイドレート層への CO₂ 圧入や CO₂-EGR を想定した場合、圧入条件や地層環境によっては、圧入井近傍において CO₂ ハイドレートが生成し、地層内の浸透特性が低下する可能性がある。このようなハイドレート生成は、CO₂ の連続的な圧入や貯留効率に影響を及ぼすため、CO₂ ハイドレートの生成挙動を把握し、必要に応じて生成を抑制または制御する技術の確立が重要である。これまで、窒素等の異種ガスを同時に圧入することにより、生成するハイドレートの安定境界を変化させ

る手法の有効性が示唆されているが、ガス以外の添加物によるハイドレートの生成制御についてはさらなる検討が必要である。本研究ではガス以外の各種添加物がCO₂ハイドレートの生成挙動に及ぼす影響を評価し、生成抑制または生成促進に関わる条件および作用機構を明らかにする。これにより、メタンハイドレート資源開発とCO₂地中固定を両立させるためのCO₂ハイドレート生成制御技術の検討に資する知見を取得する。

3. 研究概要

本研究では、CO₂ハイドレートの生成制御を目的として、化合物、鉱物、界面活性物質等のガス以外の添加物がハイドレート生成挙動に及ぼす影響を評価する。各種添加物存在下におけるCO₂ハイドレートの生成速度、誘導時間、生成量、安定条件等を比較し、生成抑制効果または生成促進効果を整理する。また、添加物の物性や濃度等と生成挙動との関係を検討し、抑制・促進効果に寄与する要因を抽出する。得られた結果をもとに、CO₂圧入時の浸透性低下リスクの低減やCO₂地中固定の効率化に資する添加物条件および基礎的知見を取りまとめる。

4. 要件

- (1) 委託期間：契約締結日から令和9年2月26日まで
- (2) 委託費の額：300万円（消費税を除く）を上限とする。
- (3) 成果物の提出：

成果報告書及び取得データを、電子媒体1式に取りまとめ、委託期間終了日までに下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入してください。

【提出先】

〒305-8569 茨城県つくば市小野川16-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター西事業所
エネルギープロセス研究部門

天満 則夫 (E-mail: tenma-n●aist.go.jp) ※●は@

神 裕介 (E-mail: u-jin●aist.go.jp) ※●は@

5. 委託事業者の要件

次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。
- ② 当該の研究テーマを遂行しうる十分な知見を有し、かつ、研究計画の実行及びその目標の達成に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等に

ついて十分な管理能力を有していること。

- ④ 産総研の研究を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 採択案になった場合においても、産総研と協議のうえ、委託内容を確定させることを承認すること。

6. 応募方法

6-1. 応募書類

応募者は本公募要領及び提案書様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和8年7月10日から令和8年8月10日（締め切り日の17時まで）までの間に、下記の提出先まで送付又は提出してください。

応募書類は次の資料としてください。

(1) 提案書

(2) 会社等経歴書

(大学・研究機関にあっては、会社等経歴書の代わりとして、経歴の記載のあるパンフレット等でも差し支えありません。)

(3) 財務諸表 (直近の2年度分)

(4) 研究経歴書 (研究代表者分)

【提出方法】

電子メールによる提出とする。

【提出先】

〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター

研究資金契約部 契約管理室

pj-kuni-ml●aist.go.jp※●は@

6-2. 応募書類の受理

- (1) 「委託事業者の要件」を満たさない法人等からの応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。(公募期間内に不備を修正できない場合は、当該応募は無効となります。)
- (2) 応募書類を受理した場合は、メールにて応募者に通知します。
- (3) 提出いただきました提出書類は、返却いたしません。

6-3. 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

7. 審査

7-1. 審査方法

委託事業者は、公募要領に合致する応募を対象に委員会で選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。

7-2. 審査事項

応募書類は、次の視点から審査します。

- (1) 当該研究の目標が産総研の意図と合致していること。
- (2) 当該研究の方法、内容等が優れており、具体性に富む提案で成熟度が高いこと。
- (3) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
- (4) 当該研究を行う体制が整っていること。
- (5) 当該研究を実施する上で経済性が優れていること。
- (6) 経営基盤が確立していること。

8. 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じることがあります。

- ① 本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ② 不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究者等に対し、産総研の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること（応募に対する採択の取り消しを含む。）。

9. 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

10. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産

業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本（委託・補助）事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す（契約の全部又は一部を解除する）場合があります。

【参照】 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

・ 安全保障貿易管理（全般）<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>,

Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）：

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も御参考下さい。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

安全保障貿易ガイドンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

1 1. 本件に関する問い合わせ

公募期間内に電子メールで下記に問い合わせてください（日本語に限ります。）。

【問い合わせ先】

研究資金契約部 契約管理室

E-mail : pj-kuni-ml●aist.go.jp ※●は@

暴力団排除に関する誓約事項

当社（大学である場合は当校、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- （１）法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上